

5 販売商品

【1】ニーズに応える商品開発

当社では、さまざまなお客様のニーズにきめ細かくお応えするために、高品質の商品を提供し、お客様の満足度が向上するよう努めております。

＜新商品の開発＞

当社では新商品の開発にあたり、「お客様の声」情報システムにより当社に寄せられる声から商品に関する声データの収集・分析を行っております。また、太陽生命ふれあい倶楽部（ご契約者懇談会）や一般消費者へのアンケート調査などを行い、お客様のご意見・ご要望を収集できるようお客様との直接的なコミュニケーションを充実させております。

これらの取組みによりお寄せいただいたご意見・ご要望を活用し、また、医療や介護などの現状を調査することで多様なニーズにお応えし、お客様の満足度の高い商品の開発に今後とも努めてまいります。

＜近年の取組み＞

お客様のライフサイクルに応じた的確なサポートを行い、一生にわたる高品質の商品・サービスを提供するため、引き続き、主力商品である「保険組曲Best」を中心に更なる充実を図っております。「保険組曲Best」は、多様な保障を単品（主契約）化し、プランニングや見直しの自在性を高め、シンプルでわかりやすい商品性と低廉な保険料を実現した商品です。

お客様の声を反映し、平成26年4月には、軽度の要介護状態（公的介護保険制度の要介護1以上）から保障する「軽度介護保険」を発売するとともに、従来の介護系商品及び保険料払込免除特約の保障範囲を公的介護保険制度の「要介護3以上」から「要介護2以上」に拡大し、より充実した介護保障へと改定しました。

【2】販売商品一覧

○個人向け商品

■総合保障保険



次のようなセットプランもあります。



入院保険、手術保険、積立保険（または生存給付金付定期保険）をあらかじめセットした保険期間10年のプラン



「保険組曲Bestけんこう」に女性入院保険か女性特定疾病入院保険をセットしたプラン



生活応援保険（月額型）（または生活応援保険（介護・月額型））と個人年金保険をセットしたプラン

死亡、入院、手術、介護、老後などに備える保険から必要な保険種類を選択して、ご希望にあった保険をご準備いただけます。また、保険金額や保険期間・保険料払込期間も、当社所定の範囲内でご希望にあわせて選択いただけます。

- 死亡保障を充実させる保険
終身保険・定期保険・生活応援保険（月額型）〔収入保障保険〕
- 三大疾病についての保障を充実させる保険
特定疾病治療保険〔I型〕・特定疾病治療保険〔II型〕
- 介護についての保障を充実させる保険
軽度介護保険・生活介護保険〔II型〕・生活応援保険（介護・月額型）〔生活介護収入保障保険〕
- 死亡・高度障害等に対する保障と貯蓄性を備えた保険
積立保険・生存給付金付定期保険
- 災害に対する保障を充実させる保険
災害保険・傷害保険
- 入院・手術についての保障を充実させる保険
入院保険・女性特定疾病入院保険・女性入院保険・生活習慣病入院保険・ガン入院保険・入院一時金保険・女性入院一時金保険・生活習慣病入院一時金保険・手術保険
- 老後生活を充実させる保険
個人年金保険

■ 疾病・医療保険

 <p>〔無配当選択緩和型医療保険（無解約払戻金型）（002）〕 〔無配当選択緩和型入院一時金保険（無解約払戻金型）（002）〕</p>	<p>ご契約時に治療中の病気・ケガが悪化して入院や手術・放射線治療が必要になったときでも保障します。 入院は日帰り入院から保障し、手術や放射線治療は公的医療保険制度に連動して保障します。 また、入院一時金や満期祝金も準備することができます。 ※この保険には1年間の「削減期間」があります。</p>
<p>太陽生命の やさしい保険</p> <p>〔無配当無選択型医療保険（無解約払戻金型）（13）〕</p>	<p>過去に大きな病気をされた方、現在通院中の方でも健康状態に関する告知や医師の診査なしでご契約いただけます。 入院や手術・放射線治療を保障する「医療集中プラン」と、医療集中プランの保障に加えて死亡保障と満期祝金がある「基本プラン」の2つのプランからお選びいただけます。 ※この保険には疾病について90日間の待期間があります。</p>

■ こども保険

 <p>〔5年ごと利差配当付こども保険（07）〕</p>	<p>被保険者（お子さま）が所定の年齢に達した直後の10月1日を迎えられたときに祝金または学資金をお支払いします。祝金・学資金の受取時期・回数・金額などのご希望にあわせて「しっかりプラン」と「すくすくプラン」からお選びいただけます。</p>
---	--

■ 養老保険

<p>ひまわり保険 </p> <p>〔5年ごと利差配当付災害死亡保障付特殊養老保険（07）〕</p>	<p>満期のときは満期保険金を、不慮の事故・所定の感染症で死亡・高度障害のとき、満期保険金額の5倍をお支払いします。普通の病気で死亡・高度障害のとき、契約後2年以上経過の場合は満期保険金額と同額を、契約後2年未満の場合は死亡・高度障害給付金をお支払いします。</p>
--	---

○ 特約

特約名	保障内容
こども保険傷害特約	不慮の事故による傷害または所定の感染症により死亡されたときに災害死亡保険金を、不慮の事故による傷害により所定の身体障害状態になられたとき、程度に応じて障害給付金を支払います。
短期入院保障特約	主契約または主契約に入院関係特約とあわせて付加することにより、2日以上継続した入院から給付を行うことができます。
こども保険災害入院特約	ケガで2日以上入院されたとき、入院給付金を支払います。（短期入院保障特約が付加されています）
こども保険疾病保障特約	病気で2日以上継続して入院されたとき、入院給付金を支払います。（短期入院保障特約が付加されています） 所定の手術を受けられたとき、手術給付金をお支払いします。
こども保険入院一時金特約	病気やケガで2日以上入院されたとき、入院一時金を支払います。
育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態になられた場合、育英年金を支払います。
三大疾病保障付育英年金特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、三大疾病（所定のガン・急性心筋梗塞・脳卒中）になられた場合、育英年金を支払います。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるとき、保険金を支払います。
総合保険料払込免除特約	三大疾病（所定のガン・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の要生活介護状態等、所定の身体障害状態、所定の高度障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込を免除します。
生活介護保障保険料払込免除特約	所定の要生活介護状態等、所定の高度障害状態、不慮の事故を原因として所定の身体障害状態になられた場合、保険料の払込を免除します。
こども保険保険料払込免除特約	ご契約者が、死亡・高度障害状態、三大疾病（所定のガン・急性心筋梗塞・脳卒中）、所定の要介護状態、所定の身体障害状態、所定の疾病障害状態になられた場合、保険料の払込を免除します。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等を請求できます。
年金支払特約	主契約の死亡・高度障害保険金などを年金原資に充当し、一時金支払にかえて年金支払をすることができる特約です。
個人年金保険料税制適格特約	個人年金保険の保険料を所得税法に定める「個人年金保険料」に該当させ、個人年金保険料控除が受けられるようにすることができる特約です。

商品と契約年齢範囲

保険種類	契約年齢範囲										
	0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳		
総合保障保険	0	保険組曲Best (保険期間:10年)							75		
		12	保険組曲Best (保険期間終身・歳満了含む)							85	
	0	保険組曲Best けんこう							75		
	0	保険組曲Best レディ							75		
		15	保険組曲Best 総合年金リレープラン							75	
疾病・医療保険		20	保険組曲Best 既成緩和							85	
疾病・医療保険				40	太陽生命のやさしい保険				75		
こども保険	0	12									
		※被保険者年齢 18	わくわくポッケ					65			
養老保険	0	ひまわり保険 Fシリーズ							75		

【3】企業福祉制度

企業（団体）の福祉ニーズが多様化する中、企業・団体からのさまざまなご要望にお応えするため、当社では企業（団体）向けの保険商品をラインアップしております。企業（団体）の福祉制度を実現するため、専門の担当者がきめ細かなご提案を行い、魅力ある企業作りのお手伝いをしております。

社会的関心の高い介護保障ニーズにお応えするため、平成27年4月には「団体生活介護保険」の取り扱いを始めました。保障内容を介護保障に特化することで合

理的な保険料を実現するとともに、ご両親も保障できる特約を新設し“仕事と親の介護を両立”するための経済的負担への備えをご提供いたします。

また、個人向け住宅ローンに関しては、「団体信用介護保障保険」「団体信用生命保険介護保障特約」の取り扱いを行っております。



(平成27年4月2日現在)

【4】ご契約後の取扱い

①保険料の払込方法について

1.口座振替で払い込む方法（口座振替払込）

当社が指定した金融機関などで、ご契約者が定めた口座から自動的に保険料を振替える方法があります。

なお、領収証を発行しておりませんので、振替結果は通帳にてご確認ください。

2.集金扱で払い込む方法

当社では集金におうかがいする地域を定めております。その地域にお住まいのご契約者とあらかじめ定めたご都合のよい日に、担当顧客サービス職員（身分証明証を所持させております。）をおうかがいさせますので、その顧客サービス職員に保険料をお払い込みください。

3.団体扱で払い込む方法

集団扱、団体扱契約の場合、勤務先団体を経由してお払い込みください。この場合、個々のご契約者には領収証を発行いたしません。（勤務先団体と当社との間で団体契約を締結している場合に限り。）

4.店頭扱で払い込む方法

当社の最寄りの支社または本社に持参してお払い込みください。

5.振替用紙扱で払い込む方法

あらかじめ当社からお送りする振替用紙にもとづき、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局またはコンビニエンス・ストアでお払い込みください。

②保険料の前納について

保険料は前納することができます。前納した保険料はいったん当社が預り、その預り金の中から、毎月（毎年または半年ごと）保険料として充当していきます。保険料は会社の定める率で割り引きいたします。

契約が途中で消滅（死亡・解約など）した場合、保険料の前納分未経過保険料があれば払い戻しいたします。

③保険料の払込猶予期間について

第2回目以後の保険料の払い込みについては、払込方法により次のようになります。

1.保険組曲Best・ひまわり保険（5・7年）・けんこうひまわり保険等

払込期月の翌月初日から翌々月末日までです。

2.1.以外の月払契約の場合

払込期月の翌月初日から末日までです。

3.1.以外の年・半年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）までです。（ただし、払込期月の契約応当日が2・6・11月の各末日の場合には、それぞれ払込期月の翌々月の4・8・1月の各末日までです。）

保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間を過ぎますとご契約は失効し、保険金などのお支払い事由が発生しても、保険金などをお支払いできなくなります。

ただし、ご契約の効力がなくなった場合でも、当社所定の期間内（商品によって異なります）であればご契約の復活を請求することができます。この場合には改めて健康状態などについて、告知または医師による診断を受けていただきます。（やさしい保険は除きます。）

④保険料のお払い込みが困難になられたとき

〈一時的に保険料のご都合がつかないとき〉

●保険料の振替貸付

1.自動振替貸付

猶予期間満了時に当社が自動的に保険料をお立て替えいたします。My年金・保険組曲・超エール・とことん介護等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社または本社へお問い合わせください。

・お立て替えできる金額は、解約払戻金の範囲内です。

・利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月及び7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、及びその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用は以下のとおりといたします。

(1).新たにお立て替えを行うとき

1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用いたします。

(2).すでにお立て替えを行っているとき

1月見直しの場合は4月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以後直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利率を適用いたします。

※自動振替貸付を希望されない場合には、あらかじめ書面でお申し出ください。

2.請求振替貸付

あらかじめお申し出があった場合に限り、猶予期間満了時に保険料にお立て替えいたします。保険組曲Best・ひまわり保険（5年・7年）・けんこうひまわり保険等の保険商品に適用されます。詳しくは最寄りの支社または本社へお問い合わせください。

なお、お立て替えできる金額及び利息等については前頁自動振替貸付の取扱と同じです。

〈途中から保険料を払い込まずに、ご契約を有効に続けたいとき〉

●払済保険への変更

- ・将来の保険料のお払い込みを中止し、そのときの解約払戻金をもとにして、保険期間をそのままにした保険に変更することができます。
 - ・保険金額は元の契約より少なくなります。死亡されたときまたは高度障害状態になられたときは、払済保険金相当額をお支払いいたします。
 - ・払済保険に変更後は主契約に付加されている各種特約は消滅いたします。
- また、一部の商品については払済保険への変更をお取り扱いできないものがあります。

〈保険料の負担を軽くしたいとき〉

●保険金額または給付金額の減額

- ・保険金額または給付金額を少なくして以後の保険料を少なくすることができます。（当社所定の範囲内でのお取り扱いとなります。）

〈一時的にお金をご入用のとき〉

●ご契約者に対する貸付制度

生命保険は長期にわたる保険です。その間には急にまとまったお金が必要になるかもしれません。そうしたときに解約払戻金の一定の範囲内で資金をご用意する制度です。

- (1) 契約者貸付があっても、契約が有効に継続する限り保障は変わりなく、配当金がある場合はお支払いいたします。
- (2) 契約者貸付の限度は解約払戻金の一定の範囲内です。なお、一部の商品についてはお取り扱いできない場合があります。
- (3) ご用立金の利息は当社所定の利率で複利計算いたします。この利率は毎年2回、1月及び7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、及びその他相当の事由がある場合には変更することがあります。この場合、変更後の利率の適用は、新たにお貸し付けを行うとき、あるいは、すでにお貸し付けを行っているときも以下のとおりといたします。

- ・1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から変更後の利率を適用いたします。

- (4) ひまわりカードでお近くのATM（現金自動入出金機）を利用して貸付を受けることもできます。ATMは当社の一部支社、ゆうちょ銀行、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、信用金庫（注）で利用可能です。また、電話・インターネットによる契約者貸付金送金サービスも実施しております。詳しくは最寄りの支社もしくは、本社（お客様サービスセンター）へお問い合わせください。

（注）一部の信用金庫ATMではお取り扱いをしていない場合があります。

〈解約について〉

- ・生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにならざるまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金等の支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。したがって、この保険を解約されたときの解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。とくに契約後しばらくの間は保険料の大部分が死亡保険金等の支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、ご契約後の経過年数が短い場合は、一時払のご契約を除き、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一旦解約後、あらためてご契約されますと、同じ保障内容であっても、通常これまでより保険料は高くなります。また、年齢や健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。
- ・ご契約いただいた生命保険は、家族の生活保障、資金づくりなどにお役に立つ大切な財産ですから、ぜひ末永くご継続ください。

⑤保険金・給付金などをお支払いしない場合（免責事由）

1.死亡保険金・死亡給付金・遺族年金

- (1) 責任開始日から起算して2年以内の自殺
- (2) 保険契約者の故意
- (3) 死亡保険金受取人（死亡給付金受取人・遺族年金受取人）の故意（*1）
- (4) 戦争その他変乱（*2）

2.災害死亡保険金

- (1)保険契約者の故意または重大な過失
- (2)被保険者の故意または重大な過失
- (3)死亡保険金受取人の故意または重大な過失(*1)
- (4)被保険者の犯罪行為
- (5)被保険者の精神障害を原因とする事故
- (6)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (7)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (8)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (9)地震、噴火または津波(*2)
- (10)戦争その他の変乱(*2)

3.高度障害保険金・高度障害給付金・高度障害年金

- (1)保険契約者の故意
- (2)被保険者の故意
- (3)被保険者の犯罪行為
- (4)戦争その他の変乱(*2)

4.生活介護保険金・生活介護年金・軽度介護保険金

- (1)保険契約者の故意または重大な過失
- (2)被保険者の故意または重大な過失
- (3)被保険者の犯罪行為
- (4)被保険者の薬物依存
- (5)戦争その他の変乱(*2)

5.災害高度障害保険金・障害給付金

- (1)保険契約者の故意または重大な過失
- (2)被保険者の故意または重大な過失
- (3)被保険者の犯罪行為
- (4)被保険者の精神障害を原因とする事故
- (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (8)地震、噴火または津波(*2)
- (9)戦争その他の変乱(*2)

6.災害入院給付金

- (1)保険契約者の故意または重大な過失
- (2)被保険者の故意または重大な過失
- (3)被保険者の犯罪行為
- (4)被保険者の精神障害を原因とする事故
- (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故

- (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (8)地震、噴火または津波(*2)
- (9)戦争その他の変乱(*2)

7.疾病入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・入院一時金

- (1)保険契約者の故意または重大な過失
- (2)被保険者の故意または重大な過失
- (3)被保険者の犯罪行為
- (4)被保険者の精神障害を原因とする事故
- (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (8)被保険者の薬物依存(入院一時金の支払事由のうち不慮の事故による場合を除きます)
- (9)地震、噴火または津波(*2)
- (10)戦争その他の変乱(*2)

8.特約保険金(リビング・ニーズ特約)

- (1)保険契約者の故意
- (2)被保険者の故意
- (3)指定代理請求人の故意
- (4)被保険者の犯罪行為
- (5)戦争その他の変乱(*2)

(*1) 被保険者を死亡させた受取人が死亡保険金などの一部の受取人である場合は、死亡保険金などの残額を他の受取人に支払い、支払わない部分の(当社の定める方法により計算した)責任準備金をご契約者にお支払いします。死亡保険金受取人(死亡給付金受取人・遺族年金受取人)が保険契約者の場合は、保険契約者の故意となり保険金などは支払われません。

(*2) 保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、全部または一部をお支払いすることがあります。